薬局変更届書の提出部数・添付書類及び記載上の注意

		書	類	提出部数		記	載	上	の	注	意		
変 更 届 書 ※下記の事項を変更する 場合、内容に応じて <u>事前</u> 又は変更後30日以内に 変更届書及び各添付書類 の提出が必要です。				1	1 業務の種別欄は、薬局と記載します。 2 許可番号欄は、許可証のとおり記載します。許可年月日は、有効期間の始期の年月日を記載します。 3 名称・所在地欄は、許可証のとおり記載します。 4 変更内容欄は、変更前・変更後の内容を記載します。 (1) 変更事項が構造設備の場合は「別紙のとおり」と記載し、図面を添付してください。 (2) 薬局の所在地が移転する場合は、新規許可申請を行ってください。 5 変更年月日は、実際に変更した年月日(法人の登記事項の変更については、変更の事実があった年月日)を記載してください。 6 変更事項が複数あり、それぞれ変更年月日が異なる場合は、併記又は別紙として記載しても構いません。								
		亦		2	変更事項・添付書類及び記載上の注意 添 付 書 類 及 び 記 載 上 の 注 意								
	本				添付書類なし。							テってノお	2+1.)
	薬局の名称 薬剤師不在時間の有無				計り証を	香さ換え	. つ場合 16	1、別述者	換え父仆	」中萌を1	10 (/ 1	- C V 'o	
	無利即小任時間の有無 相談時及び緊急時の連絡先			添付書類なし。 添付書類なし。相談時及び緊急時の連絡先は、連絡のとれる電話番号又はメールアドレスを記載してください。									
事	特定販売の実施の有無			有の場合、以下の			ついても	届出が必	公要です。)			
前	(1) 特定販売を行う医薬品の区分				/			. , , /-					
届出	参考様式使用可	(2) 広告に使用する名称 (3) 特定販売に使用する通信手段 (4) 特定販売を行う時間及び特定 販売のみを行う時間			新規申請の添付: 該当するものにつ				行う場合	に必要な	な提出書類	類」を参照	₹の上、
	健康サボート薬局である旨の表示の有無				有の場合、健康サポート薬局基準に適合するものであることを明らかにする書類(「届出書添付書類」)を添付してください。(平成28年2月12日付薬生発第0212第5号)								
	薬局の構造設備の主要部分				1 構造設備の変更内容(変更前後)が確認できる図面を添付してください。 2 変更前の図面については、直近の提出年月日が分かっている場合は、変更前欄に「〇年〇月〇日変更届書のとおり」等と特定の上、添付を省略することができます。								
	申請者 (開設者) の氏名又は住所				1 法人の場合:変更内容(変更前後)が確認できる登記の履歴事項証明書 [☆] を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。 2 個人の場合:変更内容(変更前後)が確認できる戸籍謄(抄)本等 [☆] を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。								
事後	業務を行う役員の氏名 (申請者が法人の場合)			1 変更した役員の就退任日が確認できる登記の履歴事項証明書を添付してください。 6 か月以内に発行されたものが有効です。 2 新たに薬事に関する業務に責任を有する役員に就任した者に係る診断書な、精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ添付してください。診断年月日から3か月以内のものが有効です。 3 変更後の役員が欠格条項に該当しない場合は備考欄に「なし」と記載してください。									
	通常の営業日及び営業時間			添付書類なし。									
届	放射性医薬品の種類				添付書類なし。	放射性医	薬品を取	り扱う場	合に届出	が必要	です。		
出	区市町村による地名番地等変更 ビル所有者によるビル名変更				1 住居表示変更証明書又はビル所有者からのビル名変更案内等を持参してください。 2 許可証を書き換える場合は、別途書換え交付申請を行ってください。								
	参考学	(1) 管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 (2) その他の薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数			1 薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し及び本証 [☆] を持参してください。 2 薬剤師又は登録販売者が申請者に雇用されている場合、証書(使用関係を証明する書類) [☆] を添付してください。 3 管理者は同一人のまま、氏名のみ変更する場合は、変更内容(変更前後)が確認できる戸籍謄(抄)本 [☆] を持参してください。6か月以内に発行されたものが有効です。なお、窓口で確認後返却します。(その他の薬剤師又は登録販売者も同様。)								
					添付書類なし。								
	(4) 販売又は授与する医薬品の区分			添付書類なし。特定販売を行う医薬品の区分のみを変更した場合は除きます。									

☆印の書類については、都内の他の店舗等において提出済(特別区長、八王子市長及び町田市長に提出したものを除く。)で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項(薬局等の所在地、名称等)を記入してください。